

古賀市物価高騰対策事業者支援補助金（デジタル化推進タイプ）Q & A

＜補助対象事業者について＞

Q 1. 対象となる事業者の要件はあるのか。

A 1. 古賀市内に事業所等を有する中小企業者が対象です。大企業やみなし大企業は対象外です。この他、補助対象者の要件については交付要綱やチラシをご確認ください。

Q 2. 中小企業者とは何か。

A 2. 以下の「資本金の額又は出資額」と「常時使用する従業員の数」のいずれかを満たす会社又は個人をいいます。

	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業、その他の業種（②～④を除く）	3 億円以下	300 人以下
②卸売業	1 億円以下	100 人以下
③小売業	5,000 万円以下	50 人以下
④サービス業	5,000 万円以下	100 人以下

Q 3. 古賀市のほかに、近隣の市町村にも事業所等を有している場合、本社が古賀市であれば市外の事業所等で導入する機器についても申請可能か。

A 3. 古賀市内にある事業所等であれば、本社・本店等が古賀市外であっても申請可能です。ただし、補助対象機器は古賀市内の事業所等で導入されるものに限ります。

Q 4. 個人事業主で古賀市内在住だが、事業所の所在地が市外の場合は対象になるのか。

A 4. 事業所の所在地で判断します。事業所の所在地が市外の場合は補助対象外です。

Q 5. 今年度起業したばかりだが、申請は可能か。

A 5. 申請時点で古賀市内に事業所等があり、今後も継続して市内で事業を営む予定であれば申請可能です。

Q 6. 移動販売を行っているが申請可能か。

A 6. 古賀市を拠点として事業を行う場合に限り、移動式店舗等についても申請可能です。

＜補助対象事業について＞

Q 7. デジタル製品の定義は何か。対象機器は限定されるのか。

A 7. デジタル製品は、「人が行う業務を代替又は補助することで、既存業務の効率化や生産性の向上に資する機器、ソフトウェア等」をいいます。デジタル製品は多岐にわたり、事業者の多様な取組を促す観点から、本補助金については対象機器の指定は行いません。

Q 8. 対象機器を指定しないということであれば、どのようなデジタル製品でも対象となるのか。

A 8. 対象機器の指定は行いませんが、中古品やスマートフォン、スマートウォッチ等の汎用性の高い機器の購入等は補助対象外となります。詳細は公募要領をご確認ください。

自社の経営課題の解決に向けたデジタル化の必要性やデジタル製品の導入により期待される効果等について、事業実施計画書に記載ください。

Q 9. 交付決定前にデジタル製品を導入した場合は対象となるか。

A 9. 令和7年4月1日～令和8年1月30日の期間に導入したデジタル製品が補助対象となります。ただし、交付決定前にデジタル製品を導入した場合であっても、補助金の交付を確約するものではなく、審査の結果、不交付となる可能性もありますのでご注意ください。

Q10. 審査会ではどのような点が評価されるのか。

A10. 審査会では、自社の経営課題を適切に分析した上で、デジタル化の必要性や有効性、事業計画や収支計画の実現性や妥当性等を総合的に判断の上、補助金交付の可否を決定します。詳細は公募要領をご確認ください。

Q11. パソコンやタブレット端末は対象となるか。

A11. パソコン、タブレット端末（周辺機器を含む）も補助対象となります。ただし、原則として有料のシステム、ソフトウェアを導入する case に限ります。また、業務効率化や生産性向上を目的とせず、単に機器の買い替え等を行う場合は補助対象外となります。

Q12. 分割払いにより機器を購入した場合、金利や分割手数料は対象となるか。

A12. 租税公課、相談料、各種金利手数料、保証料等は補助対象外となります。

Q13. 販売店のポイントを使用して購入した場合の取扱いはどうなるか。

A13. ポイントやクーポン等を利用した場合、購入費から利用額、値引き相当額を差し引いた、実負担額のみ補助対象となります。なお、機器の購入によって獲得するポイントやクーポンは差し引く必要はありません。

Q14. 報償費は具体的にどういった経費が対象となるのか。

A14. システム、ソフトウェア等の導入にあたり外部専門家に相談する場合の相談料等が対象となります（補助上限額5万円）。ただし、相談のみを行い、システム、ソフトウェア等の導入を行わない場合は補助対象外となります。

Q15. 国や県の補助金を活用して機器を導入した場合、市の補助金との併用は可能か。

A15. 国や県の補助金等との併用を妨げるものではありませんが、国や県の補助金等において補助対象経費として計上したものについては、本補助金の補助対象経費として計上することはできません。補助対象経費を重複して計上しないよう区分した上で申請してください。

<手続きについて>

Q16. 申請から補助金交付までの流れはどうなるのか。

A16. 事前相談（任意）→申請→審査会→交付（不交付）決定→補助対象事業開始→補助対象事業完了

→実績報告書提出→書類検査・補助金額の確定→請求書提出→補助金交付という流れになります。

Q17. 審査結果はいつ頃に分かるのか。

A17. 申請締切後、審査が行われます。申請件数によって審査に時間を要する場合がありますが、概ね1ヵ月程度の審査期間を見込んでいます。審査終了後、すべての申請者に審査結果を通知します。

Q18. 事前相談は必須か。

A18. 事前相談は必須ではありません。しかし、導入しようとする製品が補助対象となるか等、事前に確認いただくことを推奨します。なお、事前相談を受け付けた場合であっても、補助金の交付を確約するものではありません。

Q19. 書類の提出は郵送でよいか。

A19. 窓口または郵送でのみ受付を行います。郵送に係る費用は申請者の負担となります。

申請期限：令和7年9月19日（金）16：00（必着）

Q20. 補助対象経費の算定根拠となる見積書について、製品カタログの提出でもよいか。

A20. 見積書のほか、カタログなど製品等の価格が分かる資料を提出してください。

Q21. 市内の中小企業者であることを確認できる書類は何を提出すればよいか。

A21. 法人の場合は、現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書の写しを提出してください。個人事業主の場合は、直近の確定申告書の写しを提出してください。なお、売上がなかった等の理由で確定申告を行っていない場合、住民税の申告書の写しなど経営実態が分かる書類を添付してください。

Q22. 滞納のない証明書は何を提出すればよいか。

A22. 古賀市収納管理課で「市税に滞納のない証明書」を取得してください。

なお、取得には手数料300円と代表者印または代表者印を押印した委任状が必要になります。

Q23. 市内に複数の営業所がある場合、それぞれ申請書を提出したらよいか。

A23. まとめて申請してください。なお、申請書所在地については代表のものを1つ選んで記載してください。

Q24. 本補助金は課税の対象となるか。

A24. 課税の対象となります。収入として確定申告してください。

Q25. 導入から間もなく、補助金の交付を受けた機器を処分することとなった。何か手続きは必要か。

A25. 補助金の交付を受けた機器等の資産は、取得から5年又は耐用年数が経過する前に処分することはできません（故障等によりやむを得ず処分する場合を除く）。制限期間内に機器等を処分したや売却、貸付等除外事項に該当する行為が認められた場合、支援金の全部又は一部の返還を求める場合があります。

※上記のほか、ご不明な点があるときは、事前に商工政策課までご相談ください。